

全労金2016春季生活闘争ニュース・第34号

《合意速報No.15》

四国労組が関連会社との団体交渉で、基本合意を表明しました！

四国労組は、3月30日、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求（関連） ※2016春闘で初めて関連会社と交渉		回 答（関連） ※2016春闘で初めて関連会社と交渉	
	正社員	契約社員	正社員	契約社員
安定雇用	－ (無期雇用)	無期転換権 の付与	－ (無期雇用)	継続協議
基本賃金	－ (定期昇給の実施)		－ (定期昇給の実施)	
一時金	－ (制度あり)		－ (制度あり)	
退職金	－ (制度あり、中退共)		－ (制度あり、中退共)	
雇用環境	－		－	
ワークライフ バランス	－		－	
単組独自要求	－		－	

団体交渉において、金庫からは、「現在、四国労金サービスは安定した収益を上げて
いるが、これからも職員の雇用を守るよう、しっかり経営を行っていかねばなら
ないと考える。本春闘では、労組の要求通りの回答を行うことはできないが、グループ
改革の人事制度協議を踏まえて、課題を整理し、無期転換制度の導入に向けた対応を行
っていきたい」等の見解が表明されました。

土居闘争委員長は、「四国労金サービスへ直接申入れを行うのは、今春闘がはじめて
であり、要求通りの回答ではなかったが、安定した雇用を実現し、安心して働き続け
ることができる職場をつくっていく、という考えを労使で共有できたことは大きな成果で
ある。労組は、四国労働金庫と四国労金サービスで働くすべての労働者の処遇改善に取
り組んでいきたい。今後、グループの人事制度協議が本格化することとなるが、四国労

金サービスの職員が、働きがいを感じる制度をつくっていききたい」等を表明しました。

単組は、2016春季生活闘争において、安定雇用を実現することは出来なかったが、交渉において、「2016年の雇用契約も既に個別に締結しており、雇い止めを行うことはない」「労働組合の申入れの趣旨は十分理解しており、導入に向けて協議を進めていきたい」との考えが示された、等から合意を判断しました。

*合意単組：13単組（3月30日17時30分現在）

北海道・中央・中国・沖縄・静岡・長野・近畿・セントラル・新潟・北陸・四国
東北・東北（関連）・東海（関連）・四国（関連）

以 上